

国土技術政策総合研究所研究評価委員会委員名簿

【本委員会】

委員長	小池 俊雄	国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント 国際センター(ICHARM)センター長
有吉 善則		(一社)住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会委員長
		大和ハウス工業株式会社 取締役常務執行役員 法令遵守・品質保証推進本部長
井出 多加子		成蹊大学経済学部経済経営学科 教授
梅村 勝		(一社)日本建設業連合会 土木工事技術委員会 土木技術開発部会 副部会長
		(株)熊谷組 土木事業本部 副本部長
大口 敬		東京大学生産技術研究所 教授
大村 謙二郎		筑波大学 名誉教授
		GK大村都市計画研究室 代表
角 哲也		京都大学防災研究所 教授
谷口 綾子		筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授
羽生 冬佳		立教大学観光学部 教授
兵藤 哲朗		東京海洋大学学術研究院流通情報工学部門 教授
古米 弘明		東京大学大学院工学系研究科附属水環境工学研究センター 教授

※五十音順、敬称略

国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則

平成 13 年 4 月 1 日国総研達第 15 号
 改正 平成 14 年 9 月 2 日国総研達第 9 号
 改正 平成 22 年 4 月 9 日国総研達第 2 号
 改正 平成 23 年 3 月 31 日国総研達第 1 号

(目的)

第 1 条 国土技術政策総合研究所の研究体制、研究開発課題等の外部評価を行うため、国土技術政策総合研究所研究評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び委員)

第 2 条 委員会は、委員 13 名以内で構成する。

- 2 委員は、国土技術政策総合研究所の研究開発分野の外部専門家その他の外部有識者のうちから、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の委嘱期間は 2 年以内とする。但し、再任を妨げない。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

(分科会)

第 4 条 委員会に、国土技術政策総合研究所の研究開発課題について、その研究開発分野における専門的視点から評価を行うため、分科会を置く。

- 2 分科会は研究開発課題について評価を行い、評価結果を委員会に報告するものとする。
- 3 その他所長は、国土技術政策総合研究所の研究開発課題等について、分科会に意見を求めることができる。

(運営)

第 5 条 委員会の招集は、所長が行う。

- 2 委員会の庶務は、企画部研究評価・推進課が行う。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き等、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 14 年 9 月 2 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会設置規則

平成 15 年 7 月 7 日国総研達第 12 号
改正 平成 23 年 3 月 31 日国総研達第 2 号

(設置)

第 1 条 国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則第 4 条の規定に基づき、国土技術政策総合研究所研究評価委員会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(分科会委員)

第 2 条 分科会委員は、国土技術政策総合研究所が所掌する研究開発分野の外部専門家のうちから、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する。ただし、分科会委員には国土技術政策総合研究所研究評価委員会（以下「本委員会」という。）の委員を複数名含めることとし、合計 25 名を超えないものとする。

2 分科会委員の委嘱期間は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第 3 条 分科会に部会を置く。

2 部会は、第一部会、第二部会及び第三部会とする。

3 所長は、研究分野を勘案して各分科会委員が属する部会を明らかにし、分科会委員を委嘱するものとする。この際、各部会に 1 名以上の本委員会委員を含めるものとする。

(主査)

第 4 条 分科会委員から、各部会を担当する主査を選出する。

2 主査の選出は、本委員会委員を兼ねる分科会委員の中から委員長（国土技術政策総合研究所研究評価委員会設置規則第 3 条に規定する委員長をいう。以下同じ。）の指名により行う。

(運営)

第 5 条 分科会における評価は、原則として、次の分科会委員からなる会議を開催して行うこととする。

一 評価対象研究開発課題が主に対象とする分野に応じて委員長が指定する部会に属する分科会委員

二 前号以外の分科会委員の中から委員長が指名する分科会委員

2 委員長は、前項第二号の指名にあたり、主査の意見を求めることがある。

3 会議の招集は、所長が行う。

4 会議の会務は、第 1 項第一号に基づき委員長が指定した部会を担当する主査が行う。

5 第 1 項の会議に先立ち、あらかじめ会議出席委員以外の分科会委員から意見を求め、会議における審議に反映させるものとする。

(庶務)

第 6 条 分科会の庶務は、企画部研究評価・推進課、企画課及び管理調整部企画調整課が行う。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き等、分科会の運営に関し必要な事項は主査が定める。

(附則)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**国土技術政策総合研究所
「研究開発機関の評価」評価基準**

[I 研究開発の実施・推進面]

■国土交通政策の企画・立案、普及を支える研究開発

①	研究課題の設定、研究の実施、研究成果の実装	政策ニーズの変化を踏まえつつ、直面する政策展開に対応した研究課題、将来的に必要となる政策に資するために実施する研究課題を設定し、研究課題の目的を達成するため、研究開発の特性に応じて効果的・効率的に研究を実施するとともに、研究成果の現場実装を的確に推進しているか。
---	-----------------------	---

■災害・事故対応への技術的支援と対策技術の高度化

②	国内外における災害等の対応・高度化研究	研究所として対応が必要な国内又は海外で発生した災害等について、二次災害防止や応急対策に関する現場の対応を支援するとともに、原因の究明、復旧・復興計画の検討、対策の実施について技術的な助言を行う取組を推進しているか。また、災害等から得られる知見・教訓を蓄積し、防災・減災対策の高度化研究に反映しているか。
---	---------------------	---

■地方整備局等の現場技術力の向上を支援

③	直面する課題解決、将来の現場技術力への支援	現場で直面する技術的課題の解決を支援するために行う、指導・助言の取組を推進するとともに、現場技術者を、行政知識と専門性を併せ持つ地域の中核技術者として計画的に養成しているか。
---	-----------------------	---

■政策の企画・立案の技術的基盤となるデータの収集・分析・管理、社会への還元

④	データの継続した収集・管理・分析・公開	国の機関として、膨大な現場データを、客觀性・正確性・信頼性を確保しつつ継続的に収集、管理し、蓄積したデータは、自ら分析し研究へ反映するとともに、社会へ適切に公開しているか。
---	---------------------	--

[Ⅱ 機関運営面]

■質の高い研究を支えるマネジメントの仕組みの構築

⑤	研究マネジメントの充実・外部との連携確保	研究の質の向上を図るため、研究を支える従来の取組を継続的に改善し、効果的・効率的に研究をマネジメントする体制・仕組みを構築・運用しているか。また、多様で急速な技術の進化に応じ、省庁間連携や産学官連携など、外部との新たな連携の仕組みを機動的に整備・活用しているか。
---	----------------------	---

■技術を礎とし、研究と行政・現場の両面から政策展開を見通す人材の育成

⑥	目指すべき人材	技術を礎とし、研究と行政・現場の両面から政策展開を見通す人材の育成が図られているか。
---	---------	--

■住宅・社会資本分野の技術研究開発を支える実験施設等の保有・機能強化

⑦	実験施設の利活用と適切な管理	政策の企画・立案に資する検証を行うため、または、民間・大学等の幅広い技術研究開発を支援するため、保有する実験施設を有效地に利活用するとともに、政策の変化を踏まえ、適切な管理を行っているか。
---	----------------	--

■研究成果・研究活動の効果的な発信

⑧	研究成果の発信	国総研の研究成果を発信する取組を積極的に推進するとともに、国総研の研究活動を国内外に広く周知し、国総研の知名度と存在感を向上させるため、広報を組織全体で実施しているか。
---	---------	--



国土技術政策総合研究所 研究方針



国土交通省

平成29年11月1日

国土技術政策総合研究所の使命

住宅・社会资本分野における唯一の国の研究機関として、技術を原動力に、現在そして将来にわたって安全・安心で活力と魅力ある国土と社会の実現を目指す

基本姿勢

○技術的専門家として行政の視点も踏まえ、国土交通省の政策展開に参画する

- ・技術政策の企画・立案のみならず、普及・定着まで一貫して、当事者として参画する
- ・技術政策の必要性や妥当性を実証データにより明らかにし、説明責任を果たす

○研究活動で培った高度で総合的な技術力を実務の現場に還元する

- ・現場の実情を踏まえた解決策を提示し、災害時等の高度な緊急対応も機動的に支援する
- ・個々の対応事例を蓄積、一般化して広く提供するとともに、教訓を研究に反映する

○国土・社会の将来像の洞察と技術開発の促進により、新たな政策の創出につなげる

- ・国土や社会を俯瞰し、変化を的確に捉え、将来の課題を見通す
- ・広く産学官との技術の連携・融合を図り、新たな技術展開を目指す

根幹となる活動

○国土交通政策の企画・立案、普及を支える研究開発

- ・直面する重要な政策展開を支える技術基準・手法を体系的に提示、現場実装し継続的に改良
- ・将来的な対応が想定される課題を抽出し、政策の方向性を提案
- ・国土・社会の動向を継続的・長期的に分析し、知見を蓄積
- ・戦略的な国際標準化、途上国の技術者育成を通じて、我が国の技術の国際展開を支援

○災害・事故対応への高度な技術的支援と対策技術の高度化

- ・発災直後から研究者を派遣し、二次災害防止や応急対策に関する現場の対応を支援
- ・原因の究明、復旧・復興計画の検討、対策の実施について技術的に助言
- ・災害等から得られる知見・教訓を蓄積し、防災・減災対策の高度化研究に反映
- ・海外における大規模災害に対し、災害対応先進国として技術的に支援

○地方整備局等の現場技術力の向上を支援

- ・現場が直面する課題に対し、実務を知る立場ならではの指導・助言を通じ、技術力を移転
- ・人材の受入れ、研修等により行政知識と専門性を併せ持つ地域の中核技術者を養成

○政策形成の技術的基盤となるデータの収集・分析・管理、社会への還元

- ・国の機関として、膨大な現場データを、客觀性・正確性・信頼性を確保しつつ収集、管理
- ・蓄積したデータは、自ら分析し研究へ反映するとともに、社会へ適切に公開

研究の心構え

○行政・現場の真のニーズを理解し、本質的な技術的課題を明確化

○課題を突破する仮説と検証方法、社会実装への道筋を含めた研究計画を策定

- ・組織的に積上げてきた研究蓄積を活用し、既往研究の何を乗り越えるかを明確化
- ・計画段階から社会実装を想定し、研究項目、手順、スケジュール、達成目標を設定
- ・自らの強み・弱みを認識した上で、外部とも連携して効率的な研究体制を構築

○得られた事実から研究全体の展開を見据え、柔軟に計画を見直し

- ・データ、事実を客観的・中立的に解釈して仮説を検証
- ・幅広い分野の専門家と議論を行い、多面的・多角的に考察
- ・研究全体を見通し、常に結果の本質を見極め、計画を自発的・継続的に見直し
- ・試行錯誤し、想定外の結果も柔軟に受けとめ、より良い研究成果の創出へと展開

○知見を体系立てて取りまとめるとともに、現場で使える成果に昇華

○成果の的確・円滑な社会実装に向けた戦略的な道筋を構築

- ・行政・現場・研究、各々の特性を活かした実現性の高い実装プロセス、役割を明確化
- ・広報を研究の一環として組み込み、伝わることを意識して積極的に社会へ発信

○実装の結果をフォローアップし、技術的課題を抽出して次なる研究に反映

研究を支える環境整備

○質の高い研究を支えるマネジメントの仕組みの構築

- ・幅広い視点から、研究をより良くするために外部評価と所内評価を実施
第三者からの助言・意見等を積極的に取り入れ、自らも厳しく研究状況を検証し改善
- ・多様で急速な技術の進展に応じ、外部との新たな連携の仕組みを機動的に整備
- ・成果を知的基盤化する刊行物・データベースを作成、多様な広報手段を用意

○技術を礎とし、研究と行政・現場の両面から政策展開を見通す人材の育成

- ・データを読み解き、現場を想像しつつ結論への道筋と社会実装手順を組立てる力を養成
- ・先人の研究蓄積や経験・ノウハウを伝承し、行政・現場を経験する機会を提供
- ・行政・現場、産学からの研究者など、多様な人材による研究組織を形成

○住宅・社会資本分野の技術研究開発を支える実験施設等の保有・機能強化

- ・実用環境下での性能検証に不可欠な、民間では保有困難な施設を適切に管理・運用
- ・民間・大学等の幅広い技術研究開発を支援するため、外部への施設利用機会も提供